

平成28年度第1回横浜市子ども・子育て会議子育て部会 会議録	
日 時	平成28年8月3日(水) 16時00分～18時00分
開催場所	松村ビル本館 マツ・ムラホール
出席者	吉田眞理委員、後藤美砂子委員、土山由己委員、森祐美子委員、 山田美智子委員、渡辺克美委員、大山牧子委員
欠席者	太田恵蔵委員、高田治委員、養田雅委員、柳井健一委員
開催形態	公開(傍聴者1人)
議 事	<p><議題></p> <p>(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について</p> <p><報告事項></p> <p>(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について</p>
<p><議題></p> <p>(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について</p> <p>事務局より資料に沿って説明</p> <p>○山田委員</p> <p>有効性のA、B、Cの根拠を聞きたいのですが、特に「寄り添い型学習等支援事業」について、進捗が12区から18区になってAというのは分かりましたが、有効性のところで、利用者の方からどのように意見を聞いてきたのか、また事業者の方からはどのような聞き取り方をしたのかを教えてください。</p> <p>○事務局</p> <p>有効性の部分ですが、学習支援あるいは生活支援などを通じまして、1つは高校進学を目指すというところがありますが、「寄り添い型学習等支援事業」を通じた高校進学者は98.4%であり、横浜市的生活保護受給世帯の子どもの全体では97.4%と比べて、この事業によって一定程度効果が見られたと判断しております。そうした意味を含めまして、有効性Aということにさせていただいております。</p> <p>利用者本人、いわゆるお子さんから直接というのは平成27年度はやり切れていませんが、本年度はまた本人向けのアンケートも現在進めており、今年度取り組みを始めているところでございます。そのかわり実施事業者を通じて個別にお話を伺ったりする中で、子どもの様子を伺いながら判断させていただいて、記述のように評価させていただいております。</p> <p>○山田委員</p> <p>高校生、中学生本人の意見を聞くのはもちろんですが、大変難しいと思うのですが、できれば保護者の方の意見も、聞く機会があればいいかと思えます。また、事業者同士が、各事業者が各区で様々な工夫を行っていることを伺っており、事業者の声や工夫の様子も受け取っていただきたいと思っているので、有効性のところの根拠となる部分をもう少し深めていただければいいかと思えます。</p> <p>○森委員</p> <p>指標の1つ目の「青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数」が今進捗Cとなっていることについてですが、この要因となっているのが、実際その拠点の数そのものが18区にまだできていないからということなのか、それとも他に要因があるなら教えていただきたいと思えます。</p> <p>○事務局</p> <p>箇所については、増やすことがこの間でできておりませんで、基本的にはそれを反映したということになりま</p>	

す。ただ利用者そのものは、平成25年度は4万2927人でしたが、3,400人弱増やすことができました、4万6307人ということで、増えているというところがございますが、箇所数が思うように増やせなかったということが大きな要因でございます。

○森委員

その増えなかった要因として、例えば事業者様とか利用者様からいただいている声はどんなものがあるかということをお教えいただけますでしょうか。

○事務局

この事業は、民間のビルを借りて、運営を民間法人にお願いして活動拠点事業を行っていただいています。こういった事業を担っていただく法人や場所をどこにするのが肝でして、その確保が十分にし切れなかったというのが主たる要因です。この事業については、区の意見なども聞きながら、今後も進めていきたいと思っています。

○渡辺委員

「寄り添い型学習等支援事業」に関しては各区18区あるとはいえ、すべての区によってそれぞれ、2時間の学習支援のみと、生活支援と、常設しているところ、週に2回場所を借りているところというので全部条件が違う中で、1つのくくりで評価ができるのかなというのが疑問です。

○事務局

今年からこの事業の内容を整理しておりまして、学習支援に特化した事業と、生活支援プラス学習支援に整理しています。

常設的なものは生活支援と学習支援という形で、趣旨としましては、単なる学習だけではなく、学習に向かう前提になる生活習慣をよりよくしていくため、食事の用意や基本的な生活習慣を身につけてもらう場所を確保するという意味において、常設的な場所を確保しております。学習支援のほうはどちらかというと、より特化していえば高校進学を目指していくということで、常設的な意味というより、ソフトの内容として特化して行っているところがございます。

常設かどうかということではなく、事業のターゲットをある程度見据えながら展開しているところがございます。いずれにおいてもそれぞれの事業に沿った形での一定の成果はあると判断しております。

○吉田部会長

質問に対する回答について、よろしいでしょうか。→了承

基本施策②については事務局案を本部会として了承したということで、子ども・子育て会議総会に報告することよろしいでしょうか。→了承

⇒基本施策②について、事務局案を子育て部会として了承。

<基本施策④について説明>

(質問・意見なし)

○吉田部会長

基本施策④については事務局案を本部会として了承したということで、子ども・子育て会議総会に報告することよろしいでしょうか。→了承

⇒基本施策④について、事務局案を子育て部会として了承。

<基本施策③について説明>

○大山委員

3番と4番の「児童発達支援事業」と「放課後等デイサービス」両方の今後の課題ですが、質を向上するために具体的に何を考えていらっしゃるかを教えていただきたい。

○事務局

今現在、制度自体が利用契約を前提として、事業所は認可ではなく指定という法律の枠組みになっており、基本的には一定の基準を満たしていれば指定をするという前提がございます。

そのような前提ではございますが、横浜市では、他の自治体よりは非常に厳しく指導していることや、一定のハードルを越えてこない指定には至らないといった対応を、行政指導の範囲ではございますが、行っています。

「放課後等デイサービス」についてのみですが、研修だけではなく、ガイドラインを、国が出したものに横浜市なりの解釈を加えたものということを出しまして、それをもとに今後は事業所による自己評価と改善といったようなことを一般に公表していく形を考えております。

自己評価ですが、私たちはこれができていますということだけではなく、自己評価をする中で、保護者や利用者の方からも評価をいただき、それをもって何が課題でどのように改善していくかといった内容を公表していただくということを、今年度中に枠をつくり、各自事業者による自己評価と情報の公開を今後組み立てていくことを考えております。

あわせて今幾つかの種類の研修を行っておりますが、それ以外の研修も考えており、プランを立てるような職員以外の、現場の指導員と呼ばれる資格要件のない指導員の方へのそもそもの障害理解などの対応の基本といったようなことの研修にも新たに取り組んでいくことをあわせて考えていきたいと思っております。

実際のところは、保護者に選ばれにくくなっている事業所は出始めておりまして、人が集まらないといった事業所も実は出てきているというのも事実です。そういう意味では保護者の方に、賢く選んでいただくということもPRしていきたいと考えているところです。

○大山委員

公開の部分についてですが、患者さんから相談を受けたときに、リストだけ出るのですが、そこがどのような評価を受けているのかは簡単に検索できるサイトなどはあるのでしょうか。

○事務局

まだございません。

○大山委員

利用者に淘汰されることは一番大事なところかと思えますし、自分の子どもに似た人がいい評価を与えていたら行かせてみようなどといったことがあるので、生の声に対する当事者の回答が多分役に立つと思います。一目でわかるようなものがあると分かりやすいと思うので、目指していただけたらと思います。「放課後等デイサービス」はすごく評価されているので余計にお願いしたいと思えます。

○土山委員

「放課後等デイサービス」の使い方ですが、どこがいいのかという以前に、そもそも必要なのかという部分もあって、そこを計画相談の中でどのように伝えていくのかというのは、事業所が少ないものですから、計画相談がまだまだ各区のケースワーカーさん頼りになっていると思います。

そこでケースワーカーの方の力量というのは大切だと思いますし、今このぐらいのサービスの量がいいですよという適切な提供をしていただくことと、どこの事業所がいいのかということや、基幹相談支援センターや計画相談の窓口は少なくとも把握しておいて、情報提供していけるようにしていただければと思います。

○森委員

障がいを抱えているお子さんのお母さんたちと話をしていると、日中買い物にも行けなくて、夜子どもたちが寝てから、夜9時にスーパーに行って買い物しているという話も聞きます。地域の中で、街のあらゆるところで障がいへの理解、連れていってもいいのだよという空気の醸成はすごく大事だと思います。そのなかで、11番の「市民の障害理解の促進」というところでは、講演会を1回実施するということしかかいていないように見受けられますが、もう少し市民理解というところを充実していいのではないかと思います。

ここに見えてこない部分でもあるので、予算額など含め、内容は充実させていく予定があるのかという点についてお伺いしたい。

○事務局

11番の障害理解の促進は、私どもの所管しております直接の事業のみを記載させていただいておりますが、区単位や、各団体の間でのさまざまな啓発の取り組みは別途行われておりますので、そういったことを全体として書いていくことになっておらず、申しわけなかったと思います。いずれにしても障害の理解の促進、差別解消法の施行等もありましたので、健康福祉局と連携しながら、発達障害とかそういったことを中心に今後進めたいと思っております。

○山田委員

7番のところで、特別支援教育支援員の方が増えているということなのですが、どのような様子でやっているのかを聞かせていただければと思います。

また、「児童発達支援事業」と「放課後等デイサービス」ですが、特に拠点などに来る子は児童発達とつながりがあります。問題なのは、その子の小学校への接続期がいかにか大切かということと、児童に関しても幼児に関しても、その子を見立てをどこの誰がやるのかというのが、保護者の方が一番迷っている部分でもあるので、その子を主体に考えたときに、見立てをどうしていくのかというのが大きな課題だと思います。

各区の自立支援協議会や相談機関とも、民間の事業者はどんどんつながって、それから地域の療育センターも連携して、ネットワークを組んで顔の見える関係で子どもを支えていかないと、いろいろな事業者が増えて、これは支え切れないのではないかと少し懸念しています。

○事務局

特別支援教育支援員は、各小学校または中学校の一般学級または個別支援学級に、様々な障害のある児童・生徒、発達障害のお子さんやそれが疑われるようなお子さんがいらした時に、教員だけではサポートし切れない部分を支援に当たっています。

具体的には地域のボランティアの方を活用して、学校からの申請に基づいて各学校に配置しているものになっています。こちらにも書かせていただきましたのは、こういった支援員もボランティアの活用と言いつつ、障害児への支援ということで講座を毎年開催して、スキルアップを図るなどということを実施している状況です。

昨今の現状を一言で申し上げますと、様々な発達障害のお子さんたちが増えているという現状もあって、学校からの申請は年々増加の一途にあるという状況でございます。

○土山委員

横浜医療福祉センター港南ですが、重症心身障害児施設というところで、発達障害に関しては医療も診療も受けてくださるということで、私たち特に自閉症の親など、発達障害で普通の民間の医者に行けない保護者はとても期待していて、見学が特に多かったと思います。今回、耳鼻科があるということで、すごくありがたいと思っております。説明して下さった方が「どんどん親御さんの意見を言ってくださいね」と心強いことを言っていただきました。せっかくそのように発達障害の部分に対しても診断を受けてくださることになるので、その文面をこちらにぜひ載せていただけたらと思います。

○事務局

今後の取り組みの方向性のところに記載を加えることで検討させていただきます。

○吉田部会長

質問に対する回答について、よろしいでしょうか。→了承

基本施策③につきましては、今後の取り組みに平成28年度に向けた文面を加えていくということです。こちらについては、事務局で文章を反映させていただいて、部会長専決事項として私と事務局で確認するというところで、文面を加えた状態で子ども・子育て会議の総会に報告するというところで、基本施策③の修正を行います。→了承

⇒基本施策③について、事務局修正案を部会長専決事項として確認することとして了承。

<基本施策①について>

○吉田部会長

病児、病後児の保育の提供についてですが、お子さんの視点に立って利用児童がどのような保育を受けているかというその保育の質についての評価もお願いできたらと思います。

病気のときに働いている保護者が預けられるのは確かに助かってよいのでしょうか、お子さんにとってその時間をより豊かに過ごせるというか、安心して過ごせているかというところを見ていってほしいというのが希望です。

○吉田部会長

基本施策①については事務局案を本部会として了承したということで、子ども・子育て会議の総会に報告いたします。→了承

⇒基本施策①について、事務局案を子育て部会として了承。

<基本施策⑤について>

○大山委員

12、13、14番ですが、必要とされる事業なのに伸びていないというところがとても不思議ですが、どのように周知を徹底しようと今考えていらっしゃるでしょうか。

○事務局

こちらの事業のC評価は、当初の予測より利用者数が伸びなかったというご指摘の通りです。「産後母子ケア事業」に関しましては、デイケア型とショートステイ型で事業を開始し、利用された方からは非常に良かったという評価をいただいております、効果があったと思われます。

当初他の自治体の利用率を参考に、利用者が増えることを予測しましたが、実際にはそこまで増えませんでした。これは、小規模な医療機関や助産所でお産した方については、産後母子ケア事業を産後の適切な時期に

紹介していただくことで、利用につながったということを知りますが、医療機関によってはこれらの情報を紹介していただくところまで至っていないという状況が分かってきました。

そこで産後母子ケアに関しては引き続き、医療機関を対象に今後も周知を図っていく予定です。

14番の「育児支援家庭訪問事業」は望まない妊娠や、子育ての孤立や不安を抱える方で不適切養育のおそれがある方など、支援が必要と福祉保健センターが判断した方に対して、ご案内するものとなっています。虐待を疑われているのではないかと警戒される方もおられる中で、地区担当の保健師が、相手との関係性をつくりながら慎重に導入しているため、実施件数は大きくは伸びていないのが現状です。

ヘルパーの実施回数等を見ますと、家庭訪問の実施回数は3,782回ですが、実際に594件の方に行っているということで、1件あたり6.3回の訪問件数となっています。

またヘルパーの実施に関しましては、実施件数は平成26年から平成27年で59件から64件に増えております。実際に利用していただいた数は、平成26年度は平均24回だったものが、平成27年度は平均23回に減っています。

○大山委員

「産前産後ヘルパー派遣事業」と「産後母子ケア事業」は、すべてのニーズがある方を対象にという理解でよいですか。

○事務局

産前産後ヘルパーについてはニーズのある方が対象です。「産後母子ケア事業」に関しては、日中に孤立していらっしゃる方や育児不安が強い状況の方ということで、区の担当保健師等が必要と判断した方が対象です。

○大山委員

「産後母子ケア事業」について、地区担当を経るというところで、生まれてからしか動けないところが伸び悩みになるのかと。妊娠中からかなり想定されるのではないかと思いますので、それを病院に広げるというお話を伺ったので、それはぜひ広げていただきたいと思いました。

14番に関しては、実はこれは私の経験なのですが、去年から偏食外来というのをやっている、食べないというので虐待につながっている例があるのですが、そういうケースカンファレンスをして、これは使えませんという感じにされてしまったりして、かなりハードルが高いのかと感じました。もっとハードルを下げてもいいのかと逆に思いました。

○事務局

この事業は、どういった効果が期待できるか検討した上で導入しています。偏食についても把握するきっかけにもなってくるかと思えます。養育支援カンファレンスで検討しているケース等が対象となります。

○大山委員

偏食というのは、発達障害の子の8割は偏食です。なので、もちろんその子どもの気質として扱いにくいお子さんで、さらに食べてくれないと、親や無理やり食べさせようとして虐待につながるの、別に偏食に対応してほしいと言っているわけではなくて、1つのあらわれということなので、今後ともよろしくお願ひします。

産後母子ケア事業を妊娠中から導入する件について何かご説明があるようでしたら伺いたいと思います。

○事務局

妊娠中から、望まない妊娠であるとか、ハイリスクの方を把握しています。そういった方に出産を迎えるに

あたってこのような制度をご案内しています。

また、「切れ目のない支援」ということで、ハイリスク以外の方についても啓発・広報を今後も行っていく必要があると考えています。

○事務局

大山委員からのご指摘は本当にその通りです。12、13、14番についてですが、もう一度確認させていただきますが、「産前産後ヘルパー派遣事業」は、ご要望があればある程度ほとんどの皆様にご利用いただける事業になっており、広報周知に努めております。

13、14番に関しましては、区役所のほうで把握している、養育にやや欠ける部分のおありになる方や育児不安や育児困難感の強い方で、利用することで効果が期待できるという判断のもとにご利用いただくという制度になっております。特に14番の「育児支援家庭訪問事業」は、養育支援台帳と申しまして、ある程度いろいろな養育環境などを調査させていただいたうえで、養育支援カンファレンスによる合議により養育支援がぜひとも必要だということで、台帳に登載された方のみを対象に選ばせていただいております。

そのような意味では、12番と13番、14番は違った性格の事業であり、13、14番の大きな伸び悩みの要因の1つにミスマッチということがあるかと思えます。区のほうで使ったらいいと思われる家庭が幾つかあるのですが、そういうご家庭に限って意外にご希望されない、むしろ拒否される場所もありまして、少し伸び悩んでいる要因になっているのではないかと考えております。先生がおっしゃっていただいた、妊娠中からそのようなお母さんを早くに把握してしっかりと使っていただくことが重要であるというのは本当にそのとおりで、課題にも書かせていただきました。妊娠の初期だと産後の困り感が分からないことも多いと思うのですが、妊娠後期においても、この方にとってはこのサービスがぜひとも必要だという状況把握をしっかりと、医療機関の方々との緊密に連携しながら積極的に使っていただくように進めてまいりたいと考えております。

○吉田部会長

産科医療機関にも委託ということは妊娠中から考えてのことということですか。

○事務局

それもありますし、産科医療機関の場所を利用させていただくことで幅広い対象者の方に使っていただけるということもあります。

○山田委員

1月に設置された「にんしんSOSヨコハマ」について、半年たってどのような状況かを教えてください。

○事務局

「にんしんSOSヨコハマ」は、安心してお子さんを産んで育てられるとことを目的に、予期しない妊娠などの相談に応じるため、平成28年1月21日から事業が開始されています。平成27年度は、2カ月と少しの期間ですが、その期間に寄せられた件数は69件となっております。ほぼ電話によるもので、メールが数件ということでした。匿名の相談が中心となりますが、ご本人の同意を得て居住区に引継ぎされた相談も数件ありました。この事業は、3割以上が役所の開庁時間以外の夜間に相談が寄せられており、365日、10時～22時で実施しているところでは非常に意味があると考えております。

○山田委員

11番の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」ですが、非常に地域の方が熱心に回ってくださっているのも今地域の支援拠点でも感じています。また、配布物なども丁寧に説明していただいて、保護者の方の最初のお出かけの一步につながっているというのはとても認識を強くしているところですので、各区や市で、ぜひ訪問員の方

のモチベーションが保てるような、また勉強になるような機会を研修や交流などを深めていただきたいと思います。本当に頑張っているから、皆さんのねぎらいの場もあるといいなと思っております。

また、12番、13番、14番のことなのですが、訪問するヘルパーが、これは産後ヘルパーの場合でもハイリスクな家庭に入らざるを得ない状況がかなりあります。

今までの状況だと、既定の回数の中で済むヘルパー事業が多かったところが、今この産前産後ヘルパーの枠では済まないようなハイリスクの家庭も産前産後ヘルパーの中に入っています。

そうすると、支援者の支援が非常に重要で、横浜市からも訪問に入るヘルパーの事業者を守るような研修や体制もつくっていただけると、事業者としてありがたいと思います。

産後母子ケアですが、産院や母子ケアを行っている助産院は、ぜひ受け入れてあげたいというお母さんがいますが、福祉保健センターではそのような判断を下されず、使いたいのに使えなかったという声を幾つか聞いています。お互いのうまく理解し合えない部分があるというところがこの数の部分にも出ていると思います。

なので、保健師や当事者の方、産院やそれぞれの事業者が理解し合って、これからの利用者支援の母子保健型もあるかと思うのですが、それぞれの対象者、利用者に合わせた、どういう支援がいいのかというのを個々に丁寧に考えていっていただけたらと思います。

○事務局

「こんにちは赤ちゃん訪問」に関しましては、各区の民生児童委員や主任児童委員の方など、様々な活動がされている方に委嘱し、赤ちゃんを迎えた家庭に訪問していただき、地域の方との顔合わせとしていただいています。今のところ非常に数も順調に伸びておりまして、訪問予約のアポイントをとってから伺うという方法も定着してきています。

中には、「行ってみたらお母さんが少し不安定だった」という方もおられますが、そのような場合は必ず役所にご連絡をいただき、職員がバックアップ体制する体制をとっています。

また「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の定例会を月に1回ずつ開催し、その場で様々な課題などを共有します。また、テーマを決めて研修を行っています。

「産前産後ヘルパー事業」に関しては、ご指摘のとおり、母親自身が精神疾患をお持ちであるとか、不安定な状況であるとか、支援を必要とするケースが増えてきていると認識しています。訪問した際にそのようなことが明らかになった場合には、個別に相談の上対応しています。精神疾患を持つ母親への対応については、今年度からは事業者を対象に研修を始めているところです。研修に欠席された方についても、各事業所で共有していただけるような資料をお持ち帰りいただいております。今後もこのようなフォローはますます必要になっていると考えています。

こういった事例を一つ一つ振り返りながら、適切にサービスを提供できるように、引き続き取り組んでまいります。

○森委員

12番の「産前産後ヘルパー事業」のところで、実際に平成31年度の目標を超えている状況だと思います。これをどうとらえるかということだと思うのですが、それだけニーズがあったととらえたときに、この目標の見直しはご検討される予定があるかどうかをお伺いしたい。

○事務局

目標値に関しましては、当然のことながらこれはクリアしたから終了ということではなくて、引き続き取り組んでいく内容ですので、状況を見ながら検討してまいります。

○事務局

事業計画の見直しの部分で若干補足させていただきます。すでに31年度の目標を達成したのについて、今後どうしていくかということも含めてですが、地域子ども・子育て支援事業として法律で定められている事業につきましても、中間年を目安として見直すこととされております。この地域子ども・子育て支援事業につきましても、来年度が中間年度に該当しますので、本部会におきましても、該当する事業についてあらためてご審議いただく予定でございます。

○森委員

13、14番の「母子ケア事業」、「家庭訪問事業」について、目に見えてのハイリスクなご家庭もあると思いますが、あからさまにハイリスクというご家庭ではないところも、案外ハイリスクだったということもよくある話だと思います。事業を知っていたなら使いたかったという方もいらっしゃると思いますので、「私は今育児不安を抱えているのです」や「すごく孤立しているのです」とは直接言えない方が多い中で、ニーズを訴えやすくしていただきたいなと思います。周知はぜひともより強化していただけないかなと強く思います。

こういった情報を、妊娠前から知っていたかったという方は本当に多くいらっしゃいます。妊娠前に接している情報が出産後に接している情報と全然違って、施策⑨とつながるところかと思うのですが、企業等の事業所との連携はすごく大事ではないかと思います。生まれる前は勤めていらっしゃる方が非常に多いので、その段階での情報発信を、今既にやっているところの情報媒体だけではなく、事業所と連携するなど今行っていない媒体での発信も増やしていただけないかと思っております。

○後藤委員

今後の取り組みの方向性や主な事業・取り組みの1、2番のところに、不妊についての話、特に妊活セミナーの開催があります。女性の活躍推進法が今年施行されていますが、企業感覚からすると、女性に早く仕事に復帰してほしいという話はよくあります。今の日本の若い女性が、出産に適している年齢がいつかという知識を持たな過ぎているのではないかと思います。今日本の第1子の出産が30歳ぐらいになってしまっていて、本当は30歳だと遅いのです。

○大山委員

半分以上が35歳以上です。

○後藤委員

私が今年内閣府の方の講演を聞いたとき、25歳までですと10%未満、25歳～30歳だと18%、30歳を超えると30%に不妊率が自然に30%に上がってしまうのが自然だという話を伺いました。そのような話は欧米では皆さんよくご存じということで、日本人の場合は大卒で女性が働いて、仕事をしておもしろくなってきたときに、「出産が遅くなったらどうしよう。仕事にしようか、出産にしようか」と悩む方が大勢いらして、遅くなってしまい、さらには今度復帰するときにはこういった様々ないい制度がたくさんありますので、それを利用しながら自分の年齢と葛藤しながらまた仕事に戻るといった姿になっています。

高校や大学へいろいろなものを配布するなど周知するという話がありますので、ぜひ女性として出産は早目のほうがいいということを盛り込んでいただけたらと思います。そのほうが不妊治療にいろいろとかかる女性の悩みや費用も軽減されるのではないかと思っております。

○事務局

ご指摘のとおり適時な妊娠・出産というところについては、正しい情報を引き続き周知してまいります。正しい妊娠・出産に関する啓発のために「妊娠・出産My Book」を市内の学生に配るという取り組みをしております。

ます。引き続きこれに関しても取り組んでいきたいと考えています。

○吉田部会長

質問、ご提案に対する回答について、よろしいでしょうか。→了承
基本施策⑤につきましても本部会として事務局案を了承したということで、子ども・子育て会議の総会に報告するということにいたします。

⇒基本施策⑤について、事務局案を子育て部会として了承。

では、事務局のほうでこの後の作業を進めていただきたいと思います。そして残っている基本施策につきましては次回に審議を行うということで、よろしく願いいたします。

(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について

事務局より資料に沿って説明

(質問・意見なし)

資料	資料1	横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
	資料2	横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
	資料3	横浜市子ども・子育て会議条例
	資料4	横浜市子ども・子育て会議運営要綱
	資料5	横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
	資料6	児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について
特記事項	なし	